

平成 3 1 年 第 4 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 3 1 年 4 月 1 9 日

武蔵村山市教育委員会

平成31年第4回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成31年4月19日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前11時03分

2. 場 所 武蔵村山市役所5階 委員会室

3. 出席委員 池谷 光二(教育長) 比留間 雅和
杉原 栄子 潮 美和
大野 順布

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	田代 篤	学校教育担当部長	高橋 良友
指導担当参事	勝山 朗	教育総務課長	井上 幸三
教育施設担当課長	指田 光春	学校給食課長	矢野 喜之
防災食育センター整備担当課長	児玉 眞一	文化振興課長	中村 顕治
スポーツ振興課長	前原 光智	図書館長	三條 博美
指導主事	加藤 由裕	指導主事	石井 和成

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係	市場 直樹
	吉野 恵里加

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 4 教育長報告
- 5 議案第24号 平成30年度教育予算の補正（第6号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 6 議案第25号 平成31年度教育予算の補正（第1号）の申出に係る臨時代理の承認について
- 7 議案第26号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について
- 8 議案第27号 武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について
- 9 議案第28号 武蔵村山市出前講座むさしむらやま塾実施要綱の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について
- 10 議案第29号 平成31年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞に係る臨時代理の承認について
- 11 議案第30号 武蔵村山市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定に係る臨時代理の承認について
- 12 議案第31号 武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定に係る臨時代理の承認について
- 13 議案第32号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について
- 14 議案第33号 武蔵村山市立学校令和2年度使用教科用図書採択要領について
- 15 その他

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の会議に際しまして、1名の方から傍聴の申出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので御報告いたします。

本日の出席委員は全員でございます。

これより平成31年第4回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○池谷教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 ありがとうございます。

御異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 ありがとうございます。

御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、改めて杉原委員にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

◎日程第3 教育委員会教育長職務代理者の指名について

○池谷教育長 日程第3、教育委員会教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行うことになっております。

よって、平成31年4月1日付で、私から教育長職務代理者に比留間委員を指名いたしましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

なお、教育長職務代理者としての任期は、武蔵村山市教育委員会教育長職務代理者の任期に関する内規第2条により、1年と規定されておりますことから、平成31年4月1日から令和2年3月31日までとなりますので、改めてよろしくお願いいたします。

それでは、ここで比留間教育長職務代理者から一言、御挨拶をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○比留間職務代理者 改めまして、皆様、おはようございます。

職務代理者に御指名いただきました比留間です。私も教育委員に任命されて1年半、教育に関しては非常に力不足なところも多々ございます。こういった重責を担うというか、御指名いただいたことに対して、自分自身、まだちょっと自信のないところもございますが、御指名された以上、市の教育のために持てる力を十分に発揮していきたいと思っておりますので、皆様、御協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

○池谷教育長 ありがとうございました。

よろしくお願いいたします。

◎日程第4 教育長報告

○池谷教育長 日程第4、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、平成30年度区域外就学の状況についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、平成 30 年度区域外就学の状況について御説明申し上げます。

まず表の区分でございますが、左側から 1 学期、2 学期、3 学期、合計となっております。

項目は、上段より、他市町村から「本市」、この「本市」につきましては、住所が他市町村にあって本市の公立学校へ通学している児童・生徒でございます。次に、本市から「他市町村」、この「他市町村」は、住所が本市にあって他市町村の公立学校へ通学している児童・生徒でございます。

まず、他市町村から「本市」へは、小学校で 24 人、中学校で 9 人の合計 33 人でございます。

次に、本市から「他市町村」へは、小学校で 25 人、中学校で 14 人、合計で 39 人でございます。

区域外就学の理由といたしましては、卒業までが 25 人、学期・学年途中であることからが 23 人、転入先付けが 10 人、その他では家庭の事情などにより 14 人となっております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、2 点目でございます。

平成 30 年度学校選択制の結果（平成 31 年度入学）についてでございます。

資料 2 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、平成 30 年度学校選択制の結果（平成 31 年度入学）について御説明申し上げます。

平成 30 年度に、学校選択制により市内各校への転入・転出した生徒数につきましては、合計で 99 人でございます。

本市では、平成 17 年度就学の中学 1 年生から中学校の学校選択制を開始しております。制度の利用につきましては、平成 27 年度は 76 人、平成 28 年度は 92 人、平成 29 年度は 115 人、平成 30 年度は 99 人で、平成 30 年度のこの制度の利用割合は、新入学生徒の 14.7% となっております。

各中学校の状況でございますが、表の対象校の縦が転入、横が対象校からの転出で、第一

中学校は転入が 43 人、転出が 39 人で 4 人の増、村山学園第二中学校は転入が 1 人、転出が 6 人で 5 人の減、第三中学校は転入が 24 人、転出が 6 人で 18 人の増、大南学園第四中学校は転入が 28 人、転出が 6 人で 22 人の増、第五中学校につきましては転入が 3 人、転出が 42 人で 39 人の減となっております。

主な理由といたしましては、友人関係、部活動、通学距離や通学の安全、兄弟関係、施設、設備面などが挙げられています。また、その他では、伝統、校風などが選択の理由として挙げられています。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、3 点目でございます。

平成 31 年度児童・生徒数及び学級数の状況についてでございます。

資料 3 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、平成 31 年度児童・生徒数及び学級数の状況について御説明を申し上げます。

平成 31 年 4 月 7 日現在でございますが、小学校の通常学級につきましては 133 学級となっております。また、特別支援学級につきましては 17 学級となっております。

次に、中学校でございますが、中学校につきましては、通常学級が 62 学級、特別支援学級が 10 学級となっております。

平成 31 年度の学級編制でございますが、小学校は第 1 学年、第 2 学年が 35 人以下の学級編制、第 3 学年から第 6 学年までが 40 人以下の学級編制となっております。

中学校につきましては、第 1 学年が 35 人以下の学級編制、第 2 学年、第 3 学年が 40 人以下の学級編制となっております。

次に、在籍者数についてでございますが、小学校児童の在籍者数につきましては、通常学級で 4,133 人、特別支援学級は 71 人、合計で 4,204 人となっております。

次に、中学校の生徒の在籍者数でございますが、通常の学級で 2,080 人、特別支援学級では 65 人、合計で 2,145 人となっております。

なお、ページの中ほどより下に記載しております各通級指導学級及び特別支援教室の学年別の児童・生徒数につきましては、ただいま御報告申し上げました小学校児童及び中学校生

徒の在籍者数の内数でございますので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、4点目でございます。

平成31年度小・中学校等の教職員数及び平成31年度教職員の異動状況についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

高橋学校教育担当部長、お願いします。

○高橋学校教育担当部長 それでは、平成31年度小・中学校等の教職員数及び平成31年度教職員の異動状況について御説明をさせていただきます。

まず、小・中学校の今年度の教職員数でございますが、正規の教職員は小学校237人、中学校139人、計376人でございます。

主幹教諭及び主任教諭につきましては、各校の人数は資料にお示ししたとおりでございます。

全体で、主幹教諭は小学校で15人、中学校で14人、合計29人が在籍をしております。指導教諭は小学校で2人となっております。主任教諭は、小学校で37人、中学校で27人、合計64人が在籍をしております。また、主幹教諭である養護教諭は中学校で1人、主任養護教諭は小学校で3人、中学校で2人、合計5人が在籍をしております。

次に、教職員の異動状況でございますが、資料の裏面を御覧ください。

表の左側に掲載しております管理職の異動についてでございますが、小学校の校長は、市内からの昇任が1人、市内での転任が1人、退職は1人でございます。

副校長は、市内からの昇任が2人、市外からの昇任が1人、市内での転任が1人でございます。

続きまして、中学校でございますが、校長・副校長は全校とも昨年度からの継続となっております。

なお、校長の内数として、退職再任用が2人となっております。

次に、主幹教諭・主任教諭を含む教諭・養護教諭・栄養教諭・事務職員の異動状況でございます。

表の右端に合計の数を示しておりますが、小学校は転入が37人、うち18人が新規採用、

転出は 24 人でございます。中学校は転入が 27 人、うち 12 人が新規採用、転出は 21 人でございます。合計しますと、転入は 64 人、うち 30 人が新規採用となります。転出につきましては、45 人となっております。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、5 点目でございます。

武蔵村山市立学校平成 31 年度行事予定一覧についてでございます。

資料 5（別冊）を御覧いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 それでは、武蔵村山市立学校平成 31 年度行事予定一覧について御説明をいたします。

カラーでお配りをしております別冊資料 5 を御覧ください。

こちらは平成 31 年度における各学校の教育活動を御参観いただくため、一覧表にしたもの
でございます。学校ごとに行事や学校公開週間等、日程を記載してございます。

御活用いただきたく存じます。

なお、天候等により変更される場合もございますので、各行事を御参観いただく場合は、
教育指導課にお問い合わせいただくか、各学校に御確認をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、6 点目でございます。

平成 30 年度武蔵村山市立学校学校評価結果についてでございます。

資料 6 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 それでは、平成 30 年度武蔵村山市立学校学校評価結果について御説明
いたします。

平成 31 年 3 月に、各学校から教育委員会宛てに平成 30 年度学校評価結果が提出されまし

た。この学校評価結果につきましては、同日以降、各学校ホームページに掲載し、公表しているものでございます。

本資料は、各学校の学校自己評価及び関係者評価を一覧にしたものを報告書として掲載してございます。

内容につきましては、第一小学校を例に御説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

様式4、表の左側の経営目標、目標達成のための方策、さらには評価指標につきましては、学校評価計画として昨年5月に校長が所属職員に示したものでございます。その右にございます自己評価でございますが、学校評価計画を受け、校長が示した中期・短期の経営目標と目標達成のための方針に基づき、中間及び年度末に数値で評価をしたものでございます。

表の一番右側でございますが、こちらは学校運営協議会による評価結果でございます。学校の自己評価結果を踏まえて、各項目について改めて客観的に評価を行ったものでございます。

自己評価と学校運営協議会による評価の間の欄には、分析コメントとして、学校運営協議会の意見や保護者による評価等を踏まえ、学校評価を分析し、次年度の目標設定や改善に向けた取組について記してございます。

教育委員会といたしましては、引き続き評価の精度の向上を図るとともに、評価結果を次年度の教育内容の改善に生かすことについて指導してまいります。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、7点目でございます。

平成31年度武蔵村山市立学校研究活動等一覧についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 それでは、平成31年度武蔵村山市立学校研究活動等一覧について御説明をいたします。

平成31年度の研究活動について、現時点での最新のものを掲載してございます。本市の研究指定はもちろんのこと、国や東京都の研究指定も掲載してございます。今年度は各学校の教育課程の編成において、中学校区ごとの校区目標の設定をいたしましたことから、研究と

の関連を見やすくするよう、中学校区ごとの表示に変更をさせていただきます。

研究発表につきましては、小中一貫校村山学園が、武蔵村山市特色ある学校づくり推進校として令和元年10月30日、東京都プログラミング教育推進指定校として令和2年1月29日、第一小学校が東京都持続可能な社会づくりに向けた教育推進校として令和2年2月19日から、第九小学校が武蔵村山市特色ある学校づくり推進校として令和2年2月7日に、資料の裏面になりますが、第二小学校が校内研究自主報告会として令和2年2月14日に行うこととなっております。

今後も引き続き、中学校区を単位とした育みたい資質・能力の具現化に資する研究を推進してまいります。

なお、資料の裏面の下段には、教育委員会の授業として全学校が取り組む教育活動等を掲載しております。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

続きまして、8点目でございます。

平成31年度少年少女スポーツ大会、第11回村山っ子相撲大会わんぱく場所の開催についてでございます。

資料8を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

前原スポーツ振興課長、お願いします。

○前原スポーツ振興課長 それでは、平成31年度少年少女スポーツ大会、第11回村山っ子相撲大会わんぱく場所の開催について御報告いたします。

平成31年度の村山っ子相撲大会につきましては、5月11日、土曜日に小中一貫校村山学園体育館で実施いたします。

主催は、武蔵村山市教育委員会、公益社団法人立川青年会議所が共催、協力は小中一貫校村山学園と立川練成館でございます。

開会式は、午前9時から、また閉会式は競技終了後、午後1時30分ころからを予定しております。

教育長並びに教育委員の皆様におかれましては、開会式、閉会式へ出席をいただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

相撲競技につきましては、体育館で実施する関係から雨天中止はございません。

参加資格は、市内の小学生と未就学児となっております。

なお、小学4・5・6年生の優勝者につきましては、武蔵村山チームとして、6月23日、日曜日に東村山市民スポーツセンターで開催される第31回わんぱく相撲東京都大会に出場できることとなっております。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

9点目のその他でございますが、1点、報告いたします。

令和2年度使用教科用図書採択についての要請についてでございます。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 それでは、令和2年度使用教科用図書採択に係る要請等について御説明をいたします。

平成31年3月19日付で、日本出版労働組合連合会から教育委員宛てで、2019年度における公正な教科書採択のためという要望書を、平成31年4月3日付で武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会から教育長宛てで、中学社会科教科書採択についての要請及び平成32年度使用小学校全科教科書採択についての要請という文書、合わせて3通をいただきましたので、收受をいたしました。

これについて御報告をいたします。

なお、3通の要望書等については、教育委員様宛てのものにつきましてはその原本を、教育長宛てのものにつきましては、その写しを全ての委員の皆様にお配りをしていることから、ここでの御説明は概要に絞らせていただきますので御了承ください。

まずは、日本出版労働組合連合会からの2019年度における公正な教科書採択のためという要望書の内容について、概要を読み上げさせていただきます。

要望の趣旨といたしましては、1、教科書採択のあらゆる過程において公開制を徹底すること。2、実際に教科書を使用する学校及び教員の意見を尊重すること。3、調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること。4、採択は最終的に決定する教育委員の説明責任を明確する方法で行うこと。5、展示会のあり方を改善し、保護者、住民等の意見を広く募集すること。

以上5点でございます。

こちらにつきましては、要望と示されておりますので、そのように受けとめ、特段、返答

等の対応はございません。

続きまして、武蔵村山子ども教育と文化を育てる会からの平成 32 年度使用小学校全科教科書採択についての要請の内容について、読み上げさせていただきます。

私たちは、昨年度の中学道徳教科書採択に当たり、採択要領や委員会運営のあり方などについて、貴委員会に幾つかの点で要請いたしました。貴委員会の御努力により、採択要領や民主的な委員会の運営、教科書展示会の土曜日開設、傍聴希望者への別室放送配慮等について、改善が行われたことに改めて敬意を表します。

今回、小学校全科教科書採択について、幾つかの点で質問と要請をいたします。

1、今年の教科書の採択は、前回の中学校道徳教科書採択要領に基づいて行われるのでしょうか。変更するならば、変更点や理由をお示しください。また、新たな要領案が提示されるのはいつでしょうか。

2、採択時の委員会運営では、教科書名を挙げ、理由を述べていました。また、教科書採択に当たり、教育委員一人一人の意見を尊重し、採択時では複数意見を述べた委員の意向を再度確かめ、意見の異なる委員にも再度意見を求めるなど、行き届いた配慮がされてきました。今回も同様の御配慮を行うようお願いいたします。

3、日常の指導に当たる先生たちの意見が、採択に当たっても尊重されるべきと私たちは考えています。また、教科書採択に当たって、先生方が教科書を比較・検討できる貴重な機会でもあり、その後の授業でも必ず生きてくると思います。教科書選定をするときには、忙しくてなかなか教科書選定の時間的余裕がとれない学校も多いと聞いています。教科書を集団で検討できるような、計画的、時間的体制をつくれるよう、御配慮、お願いいたします。

これらの点から、①先生方が落ちついて調査に取り組めるような時間的な余裕や展示場所が確保できるようにしてください。

②学校調査会の観点が特徴だけになっています。先生方は、子供の成長、発達を願い、教科書に対する興味関心や発達段階などに気をつけて教えています。先生方のこの観点こそ、尊重される観点ではないでしょうか。教科書の内容をしっかりと見据えた観点を記入できるように改善をお願いいたします。

③前回、道徳教科書採択会議では、伝統と文化が特に強調されているように思いました。教科書採択は、子供の発達や成長が大切な観点だと思います。その点でも、子供たちの日常の成長を見守る教職員の意見、反映ができるようお願いいたします。

④採択の会議で、学校調査資料の内容も反映されるように、会議の運営の改善をお願いい

たします。

4、市民への教科書公開展示会場は、総合センター1カ所となっています。市役所側の市民は、交通の便が悪く、なかなか市民総合センターに行きにくいので、市役所本庁舎内にもう1カ所設置できるよう要望します。また、採択に当たっていろいろな手続があるものと思いますが、市民の意見なども参考に採択してくださるよう要請いたします。

以上。

ただいま読み上げました文書ですが、内容は4項目に分かれております。

そのうち1項目は、今年度の教科書の採択は、前回の中学校道徳教科書採択要領に基づいて行われるのでしょうか。変更するならば、変更点や理由をお示しください。また、新たな要領案が提示されるのはいつでしょうかとの質問をいただいております。

今年度の採択にかかわる武蔵村山市立学校令和2年度使用教科用図書採択要領につきましては、この後の議案第33号で御審議いただきます。前回の中学校道徳教科書採択要領との変更点といたしましては、今年度の採択では小学校で使用する全ての教科書、中学校で1年間だけ使用する特別の教科道徳を除く全ての教科書及び特別支援学級用教科書を採択いただくことから、採択資料作成委員会等の委員構成が変更となっております。後ほど武蔵村山市立学校令和2年度使用教科用図書採択要領を議決いただきましたら、本定例会にて議決をいただいたこと、そして同採択要領を教育委員会ホームページに掲載し、広く公開することについて、武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会に返答いたしたいと考えております。

なお、その他、3項目については要請事項でございますので、特段、返答等の対応はいたしません。

最後に、武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会からの中学社会教科書採択についての要請の内容について、読み上げさせていただきます。

私たちは、昨年度の中道徳教科書採択に当たり、採択要領や委員会運営のあり方などについて、貴委員会に幾つかの点で要請いたしました。別紙のとおり小学校の教科書採択に対して要請いたしました。中学校の教科書採択についても、次の2点を質問、要請いたします。

1、今年度は4年に1度の中学校教科書の採択の年に当たりますが、来年度に新学習指導要領に準拠した中学校教科書の採択が行われることから、特に問題のない場合には、現在使われている教科書をそのまま採択される場合が多いと聞いています。今回、武蔵村山市は中学校の教科書採択についてどのようにされるのでしょうか。

2、前回の中学校教科書の採択では、社会科の歴史的分野と公民的分野の教科書として育鵬社版の教科書が採択されました。しかし、教育委員会の審議では、育鵬社以外を推薦した委員もおられました。また、育鵬社教科書は、下記、疑問点参照のように、幾つかの重大な問題があります。

以上のことから、社会科の歴史的分野と公民的分野の教科書については、今年度、改めて調査検討を行い、採択のし直しをしていただきたく要請いたします。

疑問点といたしまして、歴史的分野と公民的分野の教科書について、全部で8点、記されておりますが、委員の皆様がお持ちでお読みいただいていることから、この点の説明については割愛をさせていただきます。

等々さまざまな記述に疑問点を挙げることができます。これらのことを考慮の上、見直し採択を要請するものです。

ただいま読み上げました文書ですが、内容は2項目に分かれてございます。

そのうち1項目は、特に問題のない場合は、現在使われている教科書をそのまま採択される場合が多いと聞いています。今回、武蔵村山市は中学校の教科書採択について、どのようにされるのでしょうかとの質問をいただいております。この御質問についてですが、小学校での使用教科書、特別支援学級での使用教科書に合わせ、中学校での教科書をどのようにするのかについて、議論及び決定をいただくために、8月の教育委員会を臨時に開催をすることから、事務局といたしましては、この質問にお答えしかねる内容であると考えてございます。その旨、武蔵村山子ども教育と文化を育てる会に返答いたしたいと考えてございます。

なお、もう1項目については、申し入れ、要請として受けとめ、特段、返答等の対応はいたしません。

長くなりましたが、報告は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

教育長報告は以上でございます。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

いかがでしょうか。

杉原委員、お願いします。

○杉原委員 それでは、意見と質問ということでお願いいたします。

まず、教育長報告の資料2ですが、学校選択制の結果についての表について、意見を述べさせていただきます。

各学校が大変特色を出していて、中学校の選択がなされるということは望ましいことかと思えます。ただ、主な理由のところを見ますと、顕著に目立っているのが部活動と施設、設備面ということが挙げられます。施設、設備面が26名と、それから0名のところがあるのですけれども、そういう点でいえば、やはり武蔵村山市の全部の子供たちは、同じように望ましい施設の中で学習を進められるということが、非常に望ましいと思えます。そういう点で言えば、学校の要望に応じて、どの学校にも施設、設備面で差がないようにということを、ぜひお願いしたいと思えます。

2点目です。部活動のほうも、やはりかなり顕著に目立っていますが、昔、子供の剣道部というのがあったときに、1年生のときにいらっしゃった顧問の先生が、転勤なされたために、3年生だけは剣道部にいていいけど、1・2年生は他に、部活動を選んでくださいというふうに変更を強いられたというお話がありました。そういう点でいえば、部活動について、人的な配置と、またその子供たちが頑張っている部活動を続けられるような支援が必要だと思えます。ですから、どこかの中学校に行かなければ、その部活動がないという状況ではなくて、学校の要望にお応えして、人的な配置と支援をお願いしたいと思えます。

もう一つ、資料3について質問なんですが、平成31年度児童・生徒数及び学級数の状況について、昨年と資料と比較しますと、情緒障害等通級学級、通級児童数、生徒数というのが、多分8番の特別支援教室利用生徒数になっているんだろうと思えます。去年の場合は三中だけだったのですが、そのときにその生徒数は合計16名でした。それが、32名になったということは、通うときに大変だったお子さんが、やはり身近な学校でいろいろな特別支援を受けられる状況になり、大変望ましくなったのだと思えます。この点について、数の面では非常に成果が見えるんですが、現状と成果について課題がありましたら、またそれもあわせてお聞きしたいと思えます。

以上です。

○池谷教育長 よろしいですか。ありがとうございます。

杉原委員から2点ほどございました。

要望等につきましては、しっかり受けとめながらやっていきたいと思えます。

では、質問につきましてですけれども、事務局、よろしいでしょうか。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 お答えをいたします。

特別支援教室が中学校でも開設されたことについての成果、課題という御質問をいただき

ました。特別支援教室ができたことによつての子供たちの数が非常に増えたというところが、委員がおっしゃられたとおりの大きな成果だというふうにご考えてございます。これはやはり担当の教員が、それぞれの学校に行つた段階で、専門的な見地からその生徒の所属校の教員と協力をし、その特別な支援が必要な生徒に最も適した指導は何なのか、そのあたりの情報交換もしながら、所属校での指導のあり方についても変わっていくというところが、期待されているところでございます。

現段階では、まだスタートしたばかりでございますので、その教員の資質・向上というところでは、これからのところではございますが、そういった面で充実をさせ、子供たちが最大限力を伸ばしていけるための教育を進めていければと考えているところでございます。

もう一点、部活動の支援、人的配置というところで、御要望をいただいたところでございます。現在、東京都の事業ではございますが、部活動支援コーディネーター事業というものを受けてございます。こちらにつきましては、今委員がおっしゃられたような状況が生じてしまうと、やはり子供たちにとっては非常に辛い状況になるということで、その部活動の支援が地域を中心に、持続可能な形で指導できる人材をどのように担保することができるのか、その仕組みづくりを中心に行っている事業でございます。まだ、今年度は2年目というところで、その仕組みが完成しているわけではございませんが、今後、5つの中学校での部活動の指導員を地域で見つけ、指導をしていけるような形がつけられるように、教育委員会としても尽力していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○池谷教育長 よろしいでしょうか。

○杉原委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○池谷教育長 その他、委員の皆さん、よろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

それでは、質疑なしと認めまして、これをもちまして教育長報告を終わります。

ありがとうございました。

◎日程第5 議案第24号 平成30年度教育予算の補正(第6号)の申出に係る

臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第5、議案第24号 平成30年度教育予算の補正(第6号)の申出に係る

臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第 24 号 平成 30 年度教育予算の補正（第 6 号）の申出に係る臨時代理の承認について。

平成 30 年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成 31 年 4 月 19 日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第 24 号の提案理由を説明させていただきます。

平成 30 年度教育予算について、繰越明許費に補正の申し出をする必要があり、平成 31 年 3 月 18 日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

田代教育部長、お願いします。

○田代教育部長 それでは、議案第 24 号 平成 30 年度教育予算の補正（第 6 号）の申出に係る臨時代理の承認について、御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成 31 年 3 月 27 日に開催の第 1 回市議会定例会最終日に提案されました平成 30 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 6 号）に係る教育予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 29 条の規定に基づき、平成 31 年 3 月 5 日付で市長から意見を求められ、教育予算の補正の申し出をする必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、3 月 18 日付で臨時に代理しましたので、同条第 2 項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

今回の補正につきましては、文部科学省が平成 30 年度第 2 次補正予算で計上した学校施設環境改善交付金事業の対象として、第十小学校トイレ改修工事を実施する予定でしたが、年度内に事業が完了しないことから、平成 31 年度において予算執行するため、8,643 万円を繰越明許したものでございます。

以上、議案第 24 号の説明とさせていただきます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 では、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 24 号 平成 30 年度教育予算の補正（第 6 号）の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 ありがとうございます。

挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ありがとうございました。

◎日程第 6 議案第 25 号 平成 31 年度教育予算の補正（第 1 号）の申出に係る
臨時代理の承認について

○池谷教育長 続きまして、日程第 6、議案第 25 号 平成 31 年度教育予算の補正（第 1 号）の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第 25 号 平成 31 年度教育予算の補正（第 1 号）の申出に係る臨時代理の承認につい

て。

平成 31 年度教育予算の補正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成 31 年 4 月 19 日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第 25 号の提案理由を説明させていただきます。

平成 31 年度教育予算について、歳入で都補助金、歳出で中学校費に補正の申し出をする必要があり、平成 31 年 3 月 18 日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

田代教育部長、お願いします。

○田代教育部長 それでは、議案第 25 号 平成 31 年度教育予算の補正（第 1 号）の申出に係る臨時代理の承認について、御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成 31 年 3 月 27 日に開催の第 1 回市議会定例会最終日に提案されました平成 31 年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 1 号）に係る教育予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、平成 31 年 3 月 5 日付で市長から意見を求められ、教育予算の補正の申し出をする必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、3 月 18 日付で臨時に代理しましたので、同条第 2 項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、公立学校屋内体育施設空調設置支援事業に係る補正でございます。

1 ページを御覧ください。

1、歳入でございます。

また、平成 31 年度教育予算第 1 号補正参考資料もあわせて御覧ください。

15 款 2 項 8 目教育費都補助金は、公立学校屋内体育施設空調設置支援事業補助金として 2,010 万 3,000 円の予算を増額するものでございます。

次に、2 ページを御覧ください。

歳出でございますが、9 款 3 項 1 目学校管理費は、第一中学校屋内運動場空調設備設置工

事に伴う実施設計委託料 200 万円と、空調機器設置工事費として 3,500 万円を合わせ、3,700 万円を増額するものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第 25 号の説明とさせていただきます。

○池谷教育長 では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。

では、杉原委員、お願いします。

○杉原委員 今の提案ですけれども、夏の暑さ、昨年の場合、非常に暑かったことを考えると、第一中学校の体育館に空調の施設ができるというのはすばらしいことだと思います。ぜひ、推進していただければと思うんですが、他校への配慮ということで、他校への工夫も、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○池谷教育長 承知いたしました。

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか、委員の皆様。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 では、これ以降、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 25 号 平成 31 年度教育予算の補正（第 1 号）の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ありがとうございました。

◎日程第7 議案第26号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第7、議案第26号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいただきます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第26号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について。

教育委員会事務局職員の任免について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成31年4月19日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第26号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局職員を任免する必要がある、平成31年3月22日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

田代教育部長、お願いします。

○田代教育部長 それでは、議案第26号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について、御説明申し上げます。

この件につきましては、平成31年3月22日付で市長から協議があり、回答する必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、同日付で臨時代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

別紙を御覧ください。

教育委員会の職員の平成31年4月1日付、昇任・昇格及び任命と、平成31年3月31日付及び4月1日付の解任でございます。平成31年4月1日、武蔵村山市職員の人事発令が実施されましたが、これにあわせて教育委員会事務局職員の異動も行われ、それに伴い任命の必

要が生じたものでございます。

4月1日付、昇任・昇格でございますが、部長職1人、課長職3人となっております。

次に、4月1日付の任命でございますが、部長職1人、課長職2人、係長職4人、主任職4人、一般職3人及び再任用11人、合計29人となっております。

次に、3ページを御参照ください。

3月31日付、解任でございます。部長職1人で、派遣満了による解除となっております。

次に、4月1日付、解任でございます。課長職2人、係長職5人、主任職5人、一般職2人となっております。

次に、4ページを御参照ください。

こちらは3月31日付退職でございます。課長職1人、一般職6人となっております。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○池谷教育長 では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 では、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第26号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ありがとうございました。

◎日程第8 議案第27号 武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則
の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第8、議案第27号 武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第27号 武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成31年4月19日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第27号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市民総合センター設置条例の一部改正に伴い、武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正の申出をする必要があり、平成31年3月26日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

中村文化振興課長、お願いします。

○中村文化振興課長 それでは、議案第27号 武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について、御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成31年4月1日から武蔵村山市民総合センター設置条例の一部改正が施行されることに伴い、市長部局所管の武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の規定の整備が必要となり、同規則の一部改正の申出を行う必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、平成31年3月26日付で臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

資料、3枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧ください。

今回の規則の一部改正につきましては、武蔵村山市民総合センター設置条例の一部改正が行われたことに伴い、規定を整備するもので、別表第1中「第5条第4号」を「第5条第2号」に改めるものでございます。

なお、附則は平成31年4月1日を施行期日とすることを規定したものでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 では、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第27号 武蔵村山市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ありがとうございました。

◎日程第9 議案第28号 武蔵村山市出前講座むさしむらやま塾実施要綱の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第9、議案第28号 武蔵村山市出前講座むさしむらやま塾実施要綱の一部改正の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第 28 号 武蔵村山市出前講座むさしむらやま塾実施要綱の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市出前講座むさしむらやま塾実施要綱の一部改正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成 31 年 4 月 19 日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第 28 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市出前講座むさしむらやま塾実施要綱の一部改正の申出をする必要があり、平成 31 年 3 月 26 日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、文化振興課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

中村文化振興課長、お願いします。

○中村文化振興課長 それでは、議案第 28 号 武蔵村山市出前講座むさしむらやま塾実施要綱の一部改正の申出に係る臨時代理の承認について、御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、市長部局所管の武蔵村山市出前講座むさしむらやま塾実施要綱で規定する派遣講師について、まちづくりへの市民参画を支援する等の目的を達成するため、市職員だけでなく関係機関の職員等が講師となり、講座を開催することでより一層効果的で有益な事業となるよう、規定の整備を行うため、同要綱の一部改正の申出を行う必要が生じましたが、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 26 日付で臨時に代理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

資料、4 枚おめくりいただきまして、新旧対照表の 1 ページを御覧ください。

今回の要綱の一部改正につきましては、第 1 条中「職員」を「職員等」に改めるものでございます。

以下、関係様式を整備するものでございます。

附則につきましては、施行期日を平成 31 年 4 月 1 日とするために規定したものでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 では、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 28 号 武蔵村山市出前講座むさしむらやま塾実施要綱の一部改正の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ありがとうございました。

◎日程第 10 議案第 29 号 平成 31 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞
に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 続きまして、日程第 10、議案第 29 号 平成 31 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第 29 号 平成 31 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞に係る臨時代理の承認について。

平成 31 年度武蔵村山市立小学校及び中学校入学式における教育委員会告辞について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成 31 年 4 月 19 日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第 29 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立小学校及び中学校の入学式の教育委員会告辞について、平成 31 年 3 月 29 日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導担当参事から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 それでは、議案第 29 号 平成 31 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞に係る臨時代理の承認について、御説明をいたします。

平成 31 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞につきましては、3 月の定例教育委員会にて御協議をいただいたところでございます。4 月 8 日及び 9 日に開催された入学式までの期間に、同告辞を御承認いただくための会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、3 月 29 日付で臨時に代理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

なお、特段の御意見をいただかなかったところから、同告辞については変更はございませんでした。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○池谷教育長 では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 では、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第 29 号 平成 31 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞に係る臨時代

理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

ありがとうございました。

◎日程第 11 議案第 30 号 武蔵村山市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第 11、議案第 30 号 武蔵村山市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第 30 号 武蔵村山市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成 31 年 4 月 19 日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第 30 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定をする必要があり、平成 31 年 3 月 29 日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導担当参事から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 それでは、議案第 30 号 武蔵村山市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定に係る臨時代理の承認について、御説明いたします。

平成 31 年 3 月市議会定例会にて、武蔵村山市いじめ防止対策推進条例が可決され、3 月

29日に公布されました。同条例第10条には、市はいじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、教育委員会、学校、児童相談所、警察、その他の関係者により構成される武蔵村山市いじめ問題対策連絡協議会を置くことと規定されております。

附則には、この第10条の規定は、平成31年4月1日から施行すると定められており、それまでに会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、3月29日付で臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

議案の別紙を御覧ください。

武蔵村山市いじめ問題対策連絡協議会は、規則の第2条にございますとおり、委員10人以上をもって組織し、条例にございます目的、いじめ防止等のための対策の推進に関すること、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携に関すること及びその他、いじめ防止等のための対策の推進に必要なことについて協議をいたします。

以上、雑駁ではございますが、議案第30号の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 では、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第30号 武蔵村山市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

ありがとうございました。

◎日程第 1 2 議案第 3 1 号 武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の
制定に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第 12、議案第 31 号 武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の
制定に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第 31 号 武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定に係る臨時代理の
承認について。

武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定について、別紙のとおり臨時に代
理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成 31 年 4 月 19 日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第 31 号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定をする必要があり、平成 31 年 3 月
29 日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導担当参事から説明いたさせますので、よろしく御審議の
上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 それでは、議案第 31 号 武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規
則の制定に係る臨時代理の承認について、御説明いたします。

平成 31 年 3 月市議会定例会にて、武蔵村山市いじめ防止対策推進条例が可決され、3 月
29 日に公布されました。同条例第 11 条には、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項の規定に
基づき、教育委員会の附属機関として武蔵村山市いじめ問題対策委員会を置くと規定されて
おります。

附則には、この第 11 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行すると定められており、そ

れまでに会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、3月29日付で臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御承認をお願いするものでございます。

議案の別紙を御覧ください。

武蔵村山市いじめ問題対策委員会は、規則の第2条にあるもので、委員10人以内をもって組織し、いじめ防止等のための対策の推進について調査、審議、答申をするとともに、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定されている重大事態が発生した場合には、同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告することになっております。

以上、雑駁ではございますが、議案第31号の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第31号 武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の制定に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ありがとうございました。

◎日程第13 議案第32号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について

○池谷教育長 日程第 13、議案第 32 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第 32 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成 31 年 4 月 19 日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第 32 号の提案理由を説明させていただきます。

教職員の人事異動等に伴い、委員を任命する必要がある、平成 31 年 4 月 1 日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育総務課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案第 32 号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてにつきまして、御説明申し上げます。

平成 31 年 3 月 31 日をもって委員の任期が満了となった学校の学校運営協議会委員につきましては、平成 31 年 3 月の定例教育委員会で議決をいただいたところでございますが、そのうち小中一貫校大南学園第七小学校、小中一貫校村山学園、第一中学校及び小中一貫校大南学園第四中学校について、教職員の人事異動、委員の私事都合等に伴い、任命の取りやめ及び新たな委員の任命を行うものでございます。

次に、第二小学校、第八小学校、第十小学校及び第五中学校につきましては、任期途中ではございますが、同様に教職員の人事異動、委員の私事都合等の事情により、任命の取りやめ及び新たな委員の任命を行うものでございます。

本件につきましては、会議を開催するいとまがなかったことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき臨時に代理いたしまし

たので、同条第2項の規定により、別紙のとおり御承認を求めます。

新たな委員の任命及び任命の取りやめにつきまして、詳細につきましては議案の次に別紙がございますので、御確認をいただければと思います。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 では、討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第32号 武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ありがとうございました。

◎日程第14 議案第33号 武蔵村山市立学校令和2年度使用教科用図書採択要領について

○池谷教育長 日程第14、議案第33号 武蔵村山市立学校令和2年度使用教科用図書採択要領についてを議題といたします。

教育総務課長より、議案の朗読をいたさせます。

井上教育総務課長、お願いします。

○井上教育総務課長 それでは、議案を朗読いたします。

議案第33号 武蔵村山市立学校令和2年度使用教科用図書採択要領について。

武蔵村山市立学校令和2年度使用教科用図書採択要領について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成31年4月19日、武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○池谷教育長 それでは、議案第33号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立小・中学校において令和2年度に使用する教科用図書の採択を、適正かつ公正に行うために、必要な事項を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導担当参事から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

勝山指導担当参事、お願いします。

○勝山指導担当参事 それでは、議案第33号 武蔵村山市立学校令和2年度使用教科用図書採択要領について、御説明いたします。

本年度においては、毎年実施しております学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択に加え、令和2年度から小学校で使用する全ての教科用図書と令和2年度のみ使用する中学校教科用図書の採択の年度となっております。中学校の教科書の採択でございますが、昨年度、採択をいたしました特別の教科道徳の教科書は、平成31年度、令和2年度の2年間使用することから、特別の教科道徳以外の教科書全てが対象となります。また、中学校の教科書は令和3年度から新学習指導要領に基づいた教育課程が実施されることに伴い、今回に限り従来の4年間の使用ではなく、令和2年度の1年間のみ使用する教科書が対象となります。

この採択については、平成31年3月29日付30初教科第33号「2020年度（新元号2年度）使用教科書の採択事務処理について（通知）」により、平成30年度検定において新たな図書の申請がなかったことを鑑み、平成28年度からの4年間の使用実績を踏まえつつ、前回の調査研究内容等を活用すると採択手続の一部を簡略することも可能であることとされております。この通知に基づきまして、採択要領（案）、1ページ、第2、採択の方針の2のとおり、本市における中学校用教科書の採択については、教科書採択資料作成委員会及び教科書調査研究委員会を招集せず、採択手続に係る調査研究については、平成28年度使用教科用図書採択資料作成委員会が作成した報告書を使用し、これを行うものいたします。

なお、令和2年度から小学校で使用する全ての教科用図書及び特別支援学級用教科書につ

いては、採択資料作成委員会及び調査研究委員会を設置し、教育委員会への報告をするものといたします。

なお、採択につきましては、8月9日の臨時教育委員会において採択いただく予定でございます。

採択要領（案）、1ページ、第3、組織及び任務の1、採択資料作成委員会は、小学校長会の代表11名、こちらは11教科ございますので、延べ人数として示しており、小学校長が複数教科を兼任いたします。特別支援学級調査研究委員会委員長を小・中学校から校長1名ずつ、小学校保護者代表1名で構成し、報告書を作成いたします。

おめくりいただきまして、2ページ、第3の2、調査研究委員会は11教科の調査研究委員会の委員長を小学校長とし、各小学校から教科別に1人ずつの教員、中学校全体から教科別に1人ずつの教員の合計11人で1部会を構成し、調査研究資料を作成いたします。

特別支援学級調査研究委員会につきましては、小・中学校ごとにそれぞれ2人の校長をもって教科書調査研究委員長といたします。そのもとに、小学校は知的障害学級教員2人、自閉症情緒障害学級教員2人、中学校は知的障害学級教員2人をもって構成いたします。

3ページの第3の3、学校調査会は各小学校において、校長または副校長を責任者として学校調査会を設置し、学校調査資料を作成いたします。

続きまして、3ページ、第4、調査研究の内容・方法の3を御覧ください。

資料の作成については、いずれも学習指導要領の目標及び内容等に照らし、各教科書を客観的に分析・検討し、それらの違いが簡潔・明瞭にわかるよう記述することとなっております。優劣を記載したり、主観に基づく意見を記載したりするものではございません。

同じく3ページ、第5、適正かつ公正な採択の確保についてでございます。文部科学省通知、教科書採択における公正確保の徹底等については、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当であることに加え、特定の教科書発行者と関係を有する者を選定審議会の委員、または調査員等として選任することは適当ではないことが示されています。

本市の教科書採択においては、ここに掲げている教員、具体的には教科書や教材等の作成に関係した教員は、資料の作成等に一切かかわらないことで、公正確保の徹底を図っていくものでございます。委員を委嘱するに際しましては、誓約書に署名、捺印をすることとしております。

また、第5の2に記載のあるとおり、委員名簿は採択まで公開しないこととなっております、

十分留意してまいります。

次に、日程であります。

おめくりいただきまして、5ページ、横置きの日程表を御覧ください。

予定でございますが、5月13日以降、3つのグループに分けて、各小学校に教科書セットを回覧いたします。回覧後、各小学校において学校調査資料を作成いたします。調査研究委員会は、6月21日までに調査研究資料を作成し、採択資料作成委員会に提出いたします。採択資料作成委員会は、これを受け、7月19日までに教科書採択資料作成委員会報告書を作成し、教育委員会へ報告することとなっております。

その上で、8月9日の臨時教育委員会において採択をお願いいたしたく存じます。

また、教科書展示会につきましては、今年の教科書採択同様、法定展示期間の14日間に加えて、特別展示期間として3日間設定して開催し、より多くの保護者や市民の皆様にも御覧いただけるように開催する予定でございます。土曜日の開催も、7月6日に予定をしております。

その際は、市報やホームページを初め、保護者等にも案内を配布し、市民や保護者に広く周知し、多くの意見を聴取できるようにいたします。なお、教科書採択資料作成委員会報告書、調査研究資料、教科書学校調査資料の様式、さらには特別支援学級用の様式につきましては、6ページ以降にお示しをしております。昨年度までの様式と同様で、大きな変更点はございません。

説明につきましては、以上でございます。

○池谷教育長 では、これより質疑に入ります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第33号 武蔵村山市立学校令和2年度使用教科用図書採択要領についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ありがとうございました。

◎日程第15 その他

○池谷教育長 日程第15、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 ありがとうございます。

では、事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

井上教育総務課長。

○井上教育総務課長 事務局からは特段ございません。

以上でございます。

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成31年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。

午前11時03分閉会